

令和 8 年 8 月 5 日
大東市高齢介護室高齢政策グループ

介護保険法（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 8 条の 1 0 第 1 項第 6 号の規定により、令和 8 年 8 月 5 日付けで下記のとおり、指定の一部の効力を停止しましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

事業者 : 社会福祉法人ことぶき友愛会
所在地 : 大阪府大東市栄和町 9 番 2 0 号

2. 対象事業所

事業所 : 特別養護老人ホーム百楽荘寺川館
サービスの種別 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
所在地 : 大阪府大東市寺川 4 丁目 3 番 3 0 号

3. 処分内容および概要

指定の一部の効力の停止 3 か月（新規利用者の受入停止）
効力停止の期間 令和 8 年 8 月 1 0 日から令和 8 年 1 1 月 9 日まで（3 か月間）
なお、現在入所中の入所者に対するサービス提供は継続されます。

4. 行政処分の理由

人格尊重義務違反（法第 7 8 条の 1 0 第 1 項第 6 号）

同事業所の従事者による高齢者虐待が疑われたため、令和 8 年 4 月 2 7 日から 5 月 2 8 日まで監査を実施したところ、従事者からの聴き取りや防犯カメラにより下記の人格尊重義務違反を確認したため。

- ① 複数の従事者が入所者に対し、言葉での行動の制限（スピーチロック）や不適切な言葉遣いを長年にわたり行っていた。
- ② 車椅子のフットレストから足を降ろしている入所者の足を従事者の足で払う行為があった。
- ③ 傾眠傾向の入所者の肩を強く叩き、起きよう指示する行為があった。
- ④ 入所者の頭を叩いた行為があった。
- ⑤ 入所者の車椅子のクッションを直すのに首を屈曲するほどに頭を強く押す危険な行為があった。
- ⑥ 従事者の言葉遣いにより入所者に心理的負担を与えていた。
- ⑦ 施設長から当該従事者に対し注意や指導を行っていたが、改善されなかった。